特240
347

岡琢郎著

日本固有法の話

3

0012676000

0012676-000

特２４０－３４７

日本固有法の話

岡琢郎・著

岡琢郎

昭和１７

ACC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

特240
347

日本固有法の話

岡塚郎著

本書は司法省調査部より依囑を受けて昭和十六年八月二十九日第一回裁判所書記中央講習會席上に於て表題と同一演題の下に講演した原稿に多少の加筆修正を施したものである。講習員中頒布を希望する向が多いので茲に筆寫に代へて排印する。

著者識

日本固有法の話

私は、本日本講習の各位に對して、日本固有法について、何か御話をする様にとの御命令を受けたのであります。

私は、現在の法律制度や、其の運營につきましては、嘗ては部外者として、外部から之を望見し來ることもありましたし、或は唯今のやうに部內に在つて、親しく其の實際を體驗して居るものであります。然し、何れの方面から觀ましても、常に感じましたことは、此等のものが、何となく、ぎごちがなくつて、わが日本の傳統即ち日本の歷史の底に流れて居る日本の道義感情といふやうなものに、しつくりとそぐはない、どうも國民の生活とは遊離してゐるのではないだらうか、といふことでありました。しかし私共の職を奉ずる司法といふものは、國民の生活に則して、然かも國體のままにまに、「おほみたから」を愛撫し、保護し、指導し、敎養して行くのが、其の本質であらうかと考へるのであります。若し、私共がこの重要な日本司法の本來の姿を、その

眞髓を、把握して理解し、そして、之を執務の上に克く顯現致しましたならば、恐らく、斯様な感想は、一切拂拭せられて仕舞ふのではなからうか、と考へて居ります。私は、斯様な立前から、只管其の眞髓の探究に取りかかつて居るものなのであります。

唯、此の問題は、極めて大きな問題でありまして、私としては、淺學菲才の上に、今尚研究の半ばに在りますので、玆に簡單に御話申上げるといふやうな力は、全く無いのであります。御命令に依りまして、日本固有法につきまして二三の事柄を御話し申上げ、御理解の一助に致したいと存じます。

暑さの折柄、堅苦しい話題であります上、私は又、話が至つて下手と來て居りますので、嘸かし御聞苦しいこととは存じますするが、暫らくの間、御靜聽の程を御願申上げます。

第一　日本固有法といふ語

昭和六年滿洲事變發生以來、日本固有法といふ語が、表立つて使はれるやうになつて參りまして"日本固有法研究"とか"日本固有法と憲法"とか"日本固有法の體系"とかいふやうな文字が、書物の標題にも現はれるやうになりました。然し此の固有法といふ語は、前々からありました言葉で、今迄も法學上屢々使用せられて居りました。例へば一の法律共同體が、他の法律共同體の法を模倣する場合、即ち法學上、法の繼受と申して居りますが、此の法の繼受といふ問題を論ずる場合に當りまして、繼受法に對する語として、外國法の影響を受ける前に、受繼國に本來的に存在して居つた法をば、其の國の固有法と稱へて居りましたし、此の種の法が行はれて居つた時代をば、固有法時代と呼んで居りました。(昭和六、瀧川博士日本法制史)或は日本法制史の研究に於て、其の時代を上古、中古、中世、近世、といふ工合に區限り、此等各時代には、各日本固有の法が存在して居つたと致しまして、之を中世の固有法、近世の固有法などと呼ぶ、といふやうに使用されたこともありましたし、決して新しい語ではありませんが、その反面、判然とした概念も定まつて居なかつたやうであります。

司法省の調査部でも、昭和十五年八月から日本固有法理の調査といふ仕事を致して居りますが、日本固有法といふ文字が學問上の一つの課題として、公に用ひられましたのは、昭和十六年四月から、東北帝國大學法文學部で"日本固有法論"といふ講座が開設せられたのが始めであらうと存じます。

第二　日本固有法の意義

私は、此の日本固有法と申しますのは一正確に言へば、日本固有法理といふのが至當であらうかとも考へますが一之はわが國に於ける、純然たる古來の法又は法意識、及多少外國法の影響を受けて居りましても、尙わが國獨自の性格を失つて居ない法又は法意識を總稱する、と定めて置きたいのであります。

元來、法といふものは、一國、一民族の集團生活の必要から發生して、其の生活に順應し乍ら、漸次に發達致すものでありますが、其の過程に於きまして、他の國、他の民族との交通が起りますると、之に伴つてその國の文化は、多少とも相手方の文化の影響を受けますし、延いては、其の國の法の分野に於ても、その質や形態を變へて行くこともあるのであります。かやうに、日本固有法には、二つのものを考へることが出來るのであります、詳しく申しますると、

一、第一には、外國法の影響を受けない、わが國に於ける、純然たる固有の法又は法意識はわが國の固有法であります。

一口に、わが國に於きまして、外國法の影響を受けずに發達した法などと申しましても、仔細に之を觀察致しますると、自ら二の形態が考へられるのであります。

その一は、わが國の歷史を一貫して、わが國に於てのみ存在し、絕對に他の國には存在せない、といふ獨特の法又は法意識であります。國體に關する理念の如きは、之に屬するのであります。

わが國では、天孫降臨の際、天照大神は、皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊に

葦原の千五百秋の瑞穗國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就いて治らせ。行矣。寶祚の隆えまさむことまさに天壤と窮無かるべし。

といふ神勅を賜はつたのでありますが、これがわが國體の淵源であります。憲法第一條には

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

と規定してありますが、明治九年九月六日、御學問所に時の元老院議長有栖川宮熾仁親王を召させられ、國憲制定の勅語を賜はりまして

朕爰ニ我カ建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス

と仰せられて居ります。右規定は、實に右御神勅に基いて、悠久二千五百五十年の間繼續して參りましたわが國體を、法文の上に表はしたのに過ぎないのであります。翻つて、

西洋各國の憲法を見まするとプロシヤの憲法には、國憲の所持者は國民全體であるとし、獨逸共和國憲法も國權は國民より發すると定め、白耳義憲法も總ての權力は國民より出づと規定し、佛蘭西憲法も主權が國民に存することを明かにして居りまして、わが國體のやうな事例は、世界何れの國に於ても見出すことが出來ないのであります。

その二は、わが國の古代の慣習から發達致しまして、わが國獨自に、發生したものではありまするが、尚之と同じやうなものが他の國にも存する場合であります。例へば、犯罪審理の方法に拷問を用ひたり、神意裁判をしたりしたのは之に屬します。わが國では昔、正邪を決する方法として、盟神探湯（クガダチ）といふものが用ひられました。その濫觴は、武內宿彌の場合であります。應神天皇の御代に、武內宿彌は、大命を承けまして筑紫に參り、おほみたからを監察致しました。處が弟の甘美內宿彌（ウマシウチノ）は、兄は、常に天下を願ふ心がありましたが、今度筑紫に參りましてからは、筑紫を裂いて三韓を招き、自分に從はしめて、天下を奪はうと謀つて居ります、と讒言致しましたので、天皇は、使を遣はして死を賜ひました。宿彌は、自分は、二心なく君に御仕へ申上げて居たのに、何の禍か、罪なくして死なねばならないのか、といつて歎きました。その時眞根子（マネコ）といふ人が居りましたが、これを聞いて、大臣が忠を以て君に奉仕し、黑心のないことは、天下周知のことである。是非、密かに此處を立去つて、朝廷に參り、罪のないことを辨（ワキマ）めた上死ぬことにしても晩くはあるまい。幸に、私の姿は大臣に似て居るから、私が大臣の代りになつて死にませう、そして大臣の丹心を明させやう、と申しまして自殺致しました。武內宿彌は、悲しみながら筑紫を去り、海路を東上して京に歸り、朝廷に罪のないことを辨めました。それで、天皇は、武內宿彌と甘美內宿彌とを呼んで推問遊ばされましたが、二人共堅く其の主張を執つて相爭ひまして、事の眞相を決することが難かしかつたのであります。それで、天皇は、二人に神祇に請して探湯せよと御命じになりました。二人は磯城（シキ）川卽ち今の奈良縣磯城郡初瀨川の邊に參りまして探湯を行ひましだが、その結果、武內宿彌が勝つたといふのであります。

（皇紀九三八年）

その後允恭天皇の御代（皇紀一〇七五年）に、味橿丘（アマカシノヲカノコトノマガトノサキ）の辭禍戸岬に探湯瓮（クガベ）を据え、諸人を赴かせて、姓氏を正されたことがあります。書紀には、盟神探湯とは、或は瘟（ウビヤ）を釜に納れて煮沸し、手を攘（カ）げて、湯中の瘟を探らしめ、或は、斧を火の色に燒きて掌に置

くのであると說明してあります。更に下つては、繼體天皇の御代、任那の使者の奏上中に、近江毛野臣が、任那で、好んで探湯を行つたといふことが、載せられて居ります（皇紀一一九〇年）。之などは、古代チウートン民族の間に於て行はれました、灼鐵を握つたり、灼熱した犂頭を歩かせたり、熱湯中に手を入れさせたりして、傷つかざるものは罪なく、傷ついたものは罪ありとしたのと同じ類であります。

二、第二には、外國法の影響を受けましても、其の本質に於ては、わが國獨自の性格を失はない法又は法意識は、矢張りわが國の固有法であります。

人文交通が拓けまして、或國と他の國との交渉が行はれ始めますると、玆に常に文化の交流といふものが起りまして、宛かも水の低きに流るるが如く、文化水準の高い國の文化は、當然に其の低き國に流れ込むものであります。法律の部門に於ても、之が流入繼受といふことが行はれるのであります。勿論法の繼受といふものは、その國の國情風俗に適合したもののみ、換言すればその國の內國法として妥當するもののみが繼受せられるのでありますが、其の際繼受法と固有法との勢力を比べて見まして、若し繼受法が優秀なものであつて、其の勢力が著しく固有法に優つて居りまするときは、固有法は玆に屈服致

しまして、思想や學說や慣習などといふやうな形態に於て、僅かに其の餘喘を保つのであります。兩者の勢力が、伯仲の間にありますと、兩者の對立拮抗といふものは、相當深刻な場面を展開し、且相當永く持續せられるものなのであります。かの獨逸に於て、ローマ法學と獨逸私法論との對立、ローマニステンとゲルマニステンの拮抗を見たのは此の例であります。更に、固有法の勢力が繼受法に少々劣つて居るといふやうな場合には、その繼受法の長所短所共、當時のその國の民族生活、文化等に應じて取捨吸收せられ、固有法に何等かの影響を及ぼすといふやうな機會が齎らされます。ところが總ての民族には、他の民族の文化を同化する力がありますが、法の受繼の場合にも、此の同化性といふものが働きまして、其の同化性の强さに正比例して、固有法の中に繼受法のエッセンスが吸收され同化されてしまひます。かやうな工合に、繼受法が同化され、固有法の中に吸收されてしまひまする場合には、本來の法といふものは、その國獨自の性格を失ふやうなことはないのであります。從つてかやうな法は、依然としてその國の固有法なのであります。それで、第一の場合には、その國の固有法理は法以外のものとして殘存し、第二、第三の場合には、固有法といふものが、依然として存する譯であります。

唯、外國法の力強い襲來を受けたやうな場合に、果してその國本來のものが殘り得るであらうか、といふことにつきましては、之を肯定することが出來ると思ひます。この事は、靑史について、外國の文化が渡來して、その影響が相當大きかつた場合に於ても尙古來の精神が、損はれずして殘り得るかといふことを、檢討して見ましたならば、當然に獲られる結論なのであります。今例を萬葉集に取つて見ませう。萬葉集の作品は、その時代の上から見ますると、仁德天皇時代（皇紀九七四年）から淳仁天皇天平寶字三年頃（皇紀一四一九年）迄のものを含んで居るのでありますが、その最も多いのは、舒明天皇から淳仁天皇の御代に至るまで、約百三十年間のもの、卽ち大化から天平に至るものなのであります。此の時代は漢學渡來して年久しく、佛敎も傳はり、聖德太子の御施設によりまして、外國文化は國內に普及し、支那との交通も直接になり、國民的自覺も搖り起された時代なのであります。從つて此等の作品には、各所に、外來の虛無恬澹・現世享樂的な老莊思想や、無常觀や歷世觀を本體とする佛敎思想や、陰陽五行・天人感應の思想等があらはれて居るのであります。例へば

なかなかに人とあらずば　酒壺に　なりてしがも　酒にしみなむ

といふものなどは、吳書に載つて居ります鄭泉といふ男が、死に臨みまして死後自分の屍は、陶家の後の方に埋めてくれ、化して土となり、幸に酒壺に作つて貰つたなら本望だ、と申しましたといふ故事を歌つたものですが、明かに老莊思想の表はれであります。

新しき年のはじめに　豐の年　しるすとならし　雪のふれるは

といふものなどは、天人感應の思想の現はれでありませう。此の外に、儒敎思想の表はれたものなどもあります。然かも尙、忠君、天壤無窮、神皇一致、言靈、名を重んずる思想など、純日本的な思想が澎湃として、隨所に溢れ漲つて居るのを見出すのであります。例へば、有名な海ゆかばの歌は申すまでもありませんが、大伴旅人は、老莊の思想に相當深く浸つて居つたやうでありますが、尙筑紫の任所にありまして、忠君の志をよみました

安見しし　わが大君の　をす國は　大和もここも　同じとぞ思ふ

天武天皇が壬申の亂を平定遊ばされて、飛鳥の淨見原に宮を御造りになりましたとき、

大伴御行が、天皇の御功を稱へてよみました

大君は　神にしませば　赤駒の　はらばふ　田ゐを　都となしつ

大宰少貳小野老朝臣が、帝都の盛な有様を稱へて、當代を謳歌しました

あをによし　ならの都は　咲く花の　匂ふが如く　今盛りなり

天平六年、海犬養宿彌岡麿が詔に應じて詠んだ

御民われ　生けるしるしあり　天地の　榮ゆる時に　あへらく思へば

大伴家持が、武人としての意氣と面目とをよみました長歌の反歌に

ますらをは　名をし立つべし　後の世に　聞きつく人も　語りつぐがね

天正四年、藤原宇合（ウマカヒ）が西海道の節度使に任ぜられましたときに、高橋蟲麿のよみました長歌の反歌に

千萬の軍（イクサ）なりとも　言擧げせず　とりて來ぬべき　男とぞ思ふ

といふのなどがありまして、古來の日本精神には少しの搖ぎも見えないのであります。

第三　日本固有法の表現形態

日本固有法の表現形態も、矢張り二つの場合を分けて考へて見なければなりませぬ。

一、わが國の純然たる固有法は不文法であります。

わが國では崇神天皇（皇紀五八一年—六三〇年）の頃に、既に任那との交渉が始まり、鹽乘津彥を差遣はされて、任那の日本府を設けられて居りますから、その頃から支那の文字は多少とも傳はりつゝあつたものと思はれますし、又神代文字があつたといふ說もありますけれども、最古の公文書たる天皇記や國記も、既に蘇我蝦夷誅討の際に燒失して居りまして、他に成文の法の殘つて居るものもありませんから、外國法の影響を受けない、純然たるわが國本來の法といふものは、不文法であると申さなくてはなりませぬ。從つて之が研究は幾多の補助學を伴ふ、用意周到なる古典の探究檢討に仍て、始めてその目的を達成する事が出來るのであります。

二、外國法の影響を受けた後の固有法は成文法の形に於て現はれて居ります。

わが國に於ける外國法繼受の有樣を見まするに、最初は唐の法制の繼受でありまして、所謂、律令時代を顯出致しましたが、時の經過に伴ひまして、此等の內に取捨選擇が行はれ、自然にわが國に適したもののみが殘りまして、わが國固有の獨特の性格に同化せられまして、所謂中世の武家法が出來たのであります。之は中世の日本固有法でありま

す。わが國民のやうな同化性の強い民族に在りましては、常に此の傾向が強いのであります。從つて此種の固有法の研究につきましては、外國法の研究といふことは、輕視することの出來ないことなのであります。詳言致しますると、外國法と繼受法との比較研究に依りまして、わが國固有法の特質を把握し、將來の研究に於ける我々の進路を豫定することが出來るのでありますから、此の意味に於きまして、日本固有法の研究には、わが繼受母法たる外國法の研究が必要なのであります。　明治天皇の五ケ條の御誓文の中にも

廣ク智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振基スヘシ

と申す御詞があります。日本固有法の研究は決して排外的のものではないのであります。現代、即ち明治以來の法制は、往昔、支那法繼受後、武家法發生に至る迄の時代と同じ樣な狀態に在るのだ、と見るのが相當でありまして、今や我々は範を歐米に取りました法制について、今一度見直して見るべき時機に遭遇して居るのであると確信して居ります。即ち現代の法制を反省し、考慮し之を立直し、そして、それを實行すべき時代に當面して居るのだと考へて居ります。從つて日本の固有法は獨り上古にのみあるのだ

といふ事は出來ないのでありまして、遠く　神代から現代に至る迄脈々として、法文や文獻の上に陰顯しつゝ、連續して居るのであります。現代の判例に於て、社會の通念といひ、妥當性といひ、道義といふところも、これ又固有法の理念の一つの表はれに外ならぬと思ひます。

第四、固有法の特質

一　普遍性はありませぬ

之は固有法が一國、一民族に本來的なものであるところから生ずる當然の結果であります。

二　固定性もありませぬ

之は民族には、多少に不拘、他の文化に對する同化性といふものがあり、且又之が爲進歩といふこともあるのであります。純正なる固有法は勿論、外國法の影響を受けて居る固有法も、わが國獨自の性格は失ひませんが、常に時勢に順應して、轉々し進展して止まないのであります

三　永遠性があります

固有法には固定性はありませぬ。けれども、それは其の國の風土氣候、その國民の道義感情といふものの制限内に於てのみ、肯定することが出來るのでありまして、此の範圍を逸脱致しましたならば、則其の國、其の民族の本來性といふものを失つて仕舞ふのであります。從つて最早固有法といふことが出來ませぬ。民族精神といふものに永遠性があるが如く、固有法にも亦永遠性があります。その顯現の形態には、自ら差異がありまして、判然と顯はれるときもありませうし、理念、習俗等の形態に於て現はれるときもあるのであります。

第五、日本固有法理調査の必要性

凡そ、法律制度といふものは、ある國家社會の安寧秩序を保持して、内は國民の福祉を保護増進し、外は國家の發展を維持推進するのが、其の本質であります。然し、其の形態といふものは、時の古今により、所の東西に依り、常に必ずしも一つではありません。一歩進めて申しますならば、啻に國土、民族の相違に依つて異つて居りますのみならず、同じ國土、同じ民族の内に在りましても、その時代の異るに依り、大いに其の趣を異にするのが通例でありまして、殊に或國又は或時代に於ては最善最良でありましたる法律制度でも、社會狀態の變遷に伴ひ或は其の異るに從ひまして、最早その適應性を完うすることが出來ませずに、遂に新なる他の法律制度に依つて置換せられるに至るといふ運命を有するものなのであります。わが國史について見ましても、孝德天皇大化元年（皇紀一三〇五年）の大化改新に於きましては、從來の氏族制度を發して公民の制と改められて居りますし、下つては後鳥羽天皇建久三年（皇紀一八五二年）の鎌倉開府、後醍醐天皇建武元年（皇紀一九九四年）の建武中興、後陽成天皇慶長八年（皇紀二二六三年）の江戸開府、明治天皇明治元年（皇紀二五二八年）の明治維新等に於きましても、其の度々に、法律制度の變遷を見ることが出來るのであります。

唯今我々の當面して居りますのは、この最後の段階であります。明治維新は、政治上社會上、わが國未曾有の大轉回を劃したものでありまして、わが國は此のときに際りまして舊來の面目をかなぐりすてて、遽かに泰西の文物を吸收し始めたのであります。之が爲めに、その後の文運の進歩は著しいものがありまして、大に國威を海外に宣揚することになつたのでありますが、其の反面には、國力の充實を圖るに急でありました爲に、嫌然たる海外の文化に幻惑せられまして、其の文物の採擇には、往々適切でなかつたも

のもありまして、之が爲めに報本反始の義に悖るといふやうなものもないではありませぬ。此の弊は、法政の點に於きましては、特に顯著でありまして社會の全層に滲透致しました自由主義的、個人主義的傾向の如きは、遂には個人の利益の爲には國家の權威をも輕んじて、猶異とせぬといふやうな結果をさへ齎しましたが、滿洲事變が勃發致しましてからは、急に日本精神昂揚の機運が熟しまして、漸く世人の覺醒を促したのであります。かやうな次第で、明治の法律制度といふものは、國家社會の情勢などといふ國內的必要に因つて、制定せられたものではなく、寧ろ對外的の法規整備即ち、治外法權撤廢の必要などといふ對外的の理由に依りまして、遽かに其の形態を整へたものなのでありますから、我國民本來の生活に適しないやうな考へ方や、或はわが國民の思想感情等にそぐはないやうな理論であつても尙採用せられましたものもありますし、其の運用につきましても之に類するやうな見解もないのではありませぬ。

元來、わが國に於きましては、制度の變革は或は維新とか或は復古とか申して居りますが、之は現狀を打破して肇國の精神に則り、國體の本義を稽へて古に復し、之を基調として新に前進の方策を樹てることをば申すのであります。わが國に於きましては、法律

制度も、之が運營の方法も、常に天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、八紘一宇、皇國永遠の國是を遂行するに足るものでなくてはなりませぬ。日本固有法の性格といふものは、實に玆にあるのでありまして、眞の維新復古の途は、此の性格を明確に把握致しまして、之を國民の思想感情の動向や世界情勢の推移に照して、巧に運營して行きますより外に方法はないのであります。玆に日本固有法理調査の必要なる所以が存するのであります。

第六、やはらぎ

以上を持ちまして日本固有法といふものは、如何なるものであるかといふことや、之が研究の必要なる所以を御話し申上げたのでありますが、之が研究の方法とか、資料とか公法、私法、實體法、手續法等の性質に屬しまする各種の法的事象に付ての說明や批判等は、時間の餘裕がありませんので、本日は之を割愛致しまして、唯一つ、日本固有法理の礎石ともなるべき理念の中〝やはらぎ〟といふことについて御話申上げたいと思ひます。

一　〝やはらぎ〟の意義

〝やはらぎ〟といふ言葉は、本來、柔和、素直、柔順、暖か、穩か、睦しいと言ふや

うな意味がありまして、人々が素直な、穩やかな、睦しい心を以て、互に調和して居る有樣をも、〝やはらぎ〟と申して居るのであります。

二　〝やはらぎ〟の本質

かやうな、〝やはらぎ〟といふものは、家庭では、親子・兄弟・夫婦の間に、學校では、師弟・長幼・朋友の間になくてはなりませず、出でては、親族、隣保、鄉友の間にも、更に同業、同職、集團の間にも、更に大に致しましては全國民の間にも〝やはらぎ〟といふものがなくてはなりませぬ。

〝やはらぎ〟は實に、私共日本人の公的生活及私的生活の準則でありまして、私共が須臾も離れることの出來ない人の道なのであります。私共の生活では一番貴いものなのであります。

一、〝やはらぎ〟といふものは、今申し上げましたやうに、人々が素直な穩かな、睦じい心を以て互に融和して居る狀態なのでありますから、その作用としては互助、協力、滿足といふ三の面が、クッキリと表はれて參るのであります。互助と申しまするのは、相互の扶助でありますが、之は慈悲仁愛の働となり、博愛犧牲の源泉となるものでありま

す。協力は、衆智を集めて協議を致し、力を戮せて一心になつて事を執り行ふ働となり計畫の樹立やその實行の大本を爲すものなのであります。玆に滿足と申しますのは、足るといふことを知ることで、所を得ることであると言つてもよいと思ひます、各人が各其の所を得ましたならば、必ずや自ら滿足致しますし、延ひては心神自ら明朗闊達を加へまして、玆に清廉潔白といふものが生れて參り、嫉妬とか排擠とかいふやうな暗膽たる思念は、自然と雲散霧消してしまふのであります。

從つて、或は私共の生活に、或は私共の活動の際に、〝やはらぎ〟といふものがありまするならば、衆智を十分に集めますから、その計畫には粗漏がありませぬ、互に協力致しますから、事務の施行は極めて速かに進捗し、之に從事するものは明朗に、之に對するものも亦、愉快明朗感謝の念に滿されますから、その能率は百パーセントに發揮することが出來るのでありまして、玆に志すところ、何事としてならざらんものもなく、その成るところ、又以て萬世に傳ふるに足るやうなものが出來上るであります。唯注意すべきことは、〝やはらぎ〟といふことは、常に大義に立脚すべきものでありまして、私利、私慾、利害から打算して、他人の意に諛ふといふやうなことは、單に〝やはら

ぎ〟を裝ふものに過ぎないのでありまして、決して眞の〝やはらぎ〟ではないといふことであります。かの「和而不レ同」と申します語は、この間の消息を、簡明に傳へたものであると考へて居ります。

扨、この〝やはらぎ〟といふ事を申しますると、常に想起致しますのは聖德太子の御事であります。太子は用明天皇の第二皇子に在しまし、厩戸豐聰耳皇子と申上げます。天資聰明に亙らせられ、生れ乍らにして能く言ひ、聖智にましまし、壯に及んでは、一度に十人の訴を聞いて過ちたまはず、兼て將來の事を知り玉ふといふ程でありましたが、その上推古天皇の三年に高麗から歸化しました僧惠慈に就て經典を習はれ、博士覺哿に就て儒學を學ばれ、共に其の蘊奥を極められたのであります（書紀二二卷推古元年）。その當時は、建國後既に千二百年餘を經過して居りまして、氏族制度も漸く亂れ、閥族ともいふべき大臣、大連以下の各氏族は、互に朋黨を結んで勢力の爭奪をばことゝし、一方では土地人民を私有して、其の勢力は皇室を凌ぐといふものさへ生じて參り、その上應神天皇十五年（皇紀九四四年）百濟の阿直岐が參り、翌年には王仁が來まして論語千字文を獻じてこの方、既に三百年を經過して居りまして、此等外來文化の影響を受けて

易姓革命の思想さへ、國民の間に浸潤致しまして、中には臣としてあるまじき行に出づるものもありますれば、父を害し兄を傷ふの類さへ顯はれるといふやうな有樣で、一身一家の利害のみに拘はりまして、互に相違ひ、遂には國家の大道をさへ忘れるといふのが其の當時の世相であつたのでありまして、實に日本國體の危機に直面して居つたのであります。太子は此等の世相を御覽になり、皇國の爲め誠に憂ふべきことだとせられ、之を改めしめんが爲に、親ら、推古天皇十二年（皇紀一二六四年）四月に憲法十七箇條を御制定になつたのであります。勿論此御努力は、遂に此の危機を轉じまして反て興國の緣とし、我國體の尊嚴なことや、人倫の大切なことを、國民の腦裡に深く徹底せしめられるに至つたのであります。

此の憲法は、名こそ憲法とは申しますが、唯今の憲法とは違ひまして、唯今の法律の觀念から申しますると專ら道德律をば示して國民の據るべきところを御教へになつて居るのであります。其の冒頭第一には

和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲よ。人皆黨有り、亦達者少し。是を以て或は君父に順はずして、乍、隣里に違へり。然れども、上和らぎ、下睦ひ

て、事を論ふに諧ひぬるときには、則ち事理自に通ふ。何事か成らざらむ。

と仰せられて居ります。此の御趣旨は、要約致しますると

"やはらぎ"といふものは、わが日本を、彌榮に、榮えしむる大本であつて、以下十六條に掲げる諸徳の源泉になる程の貴いものなのである。言換ふれば、人に逆き忤らはないといふことを以て自分の心や行爲の立前とせなくつてはならぬ。唯、人といふ人は、何れも血緣、同郷、同窓、同業等の關係に基いて、仲間を持つて居る。之は人が世に生れ、次で育ち、活動するが爲には、無くてはならぬ關係であるから、その正しい方面に之を利用することは良いのである。然し乍ら、世の中には、此の道に通達したものも少くて、淺間しくも、己を中心として、我執を斷つことが出來ずに、此等の小さい朋黨を固めて相親しみ乍ら、之に屬せない他の人々に對しては、之を押し背けて齒せず、一方に偏するといふやうな事が少くない。一方に偏すれば全體との和が成り立たぬ。その最も甚しいものは、不忠不孝等の如く下剋上の精神が顯はれたものであつて、かやうなものは、必ず隣に違ひ、里と爭ふものであつて、"やはらぎ"の徳を害ひ滅して仕舞ふものなのである。若し上に立つ所の人々の間に、"やはらぎ"が

あるならば、下に在るもの等は、自ら相睦みあふだらう。如斯、上下相やはらぎ、相睦みあつて、事々を考へ合ひ、語り合ひ、一心になつて協力するならば、必ずや萬事に通達して、物の道理も知り盡し得るであらうし、從て何事としても、成就せざるものはない。

といふことが出來ると思ふのであります。

ハ、江戸時代に於きましても、此の"やはらぎ"といふものが大切であるといふことは、爲政者の頭の中に餘程深く滲み込んで居たやうに思はれます。

天明七年七月朔日、老中松平越中守の演達にも

心得之趣、沙汰致置申候。

唯今之上意、難有儀に御座候。毎々、享保年中、御規定、御作法等御穿鑿も有之、被仰出候。其上御役人之勤方、下々艱苦之儀迄も、御細やかに御沙汰有之候而、御代代之思召を、被爲繼、浚明院樣之思召之達候樣にと、被思召候。誠恐悦、奉恐入候儀に御座候。以來、御役人は猶更致一和、我意を不相立、御爲之所を以、私之儀は打捨、取計事も、下江而已任せ置候事、無之樣、必至に存込候而、右上意之

趣、一日も早く行屆き、御安心被爲遊候樣、忠勤を可被相勵候。五に身を保ち、家を全く致し候も、箇樣な節、御奉公第一、相勤候ために而候、同席も一同申談、必至に心懸申合候に付、以來一己に打はまり、御奉公向は勿論、家事取締、家中領內之治方迄も、厚く心を用ひ、聊榮耀个間敷致候事無之、御役人は世上風儀之手本にて候間、猶更厚く愼み御爲之儀、主役之事には器量一盃に心懸可被申候。

とあります。

又天保十四年十一月五日の、老中土井大炊頭利位の演達中にも

依怙贔負或は妬忌讒訴等之類も、有之候へは、人心危懼を抱き、自然御奉公之勵薄く成行可申候、左候而者、御爲を存候に者無之、以之外之事に候

とあります。

又江戸時代には、役人はその任を拜する際には、必ず起請文を差出すことになつて居りましたが、起請文の前文にも〝やはらぎ〟といふことを神に誓つた趣が見えて居ます。その二三を申上げますと

江戸町奉行所の吟味物調役の起請文には

御奉公之儀に付、萬事相役と、中惡敷不仕、物每遂相談、私之申分を不立、多分に付能方に可決相談事

とありますし

御勘定奉行所の御勘定吟味役の起請文前文にも

御勘定奉行幷同役と、御用之儀に付、中惡敷不仕、心底不殘申談、御爲能方落着可仕候、極候儀を、陰に而何角と取沙汰仕間敷事

とありますし

御勘定方の起請文前文にも

御役儀に付、相役人と仲惡敷不仕、每物遂相談、私之申分を不立、多分に付御爲能樣可仕事

と認めてあります。そして中には、役所の覺書に迄、此の事を唄つたのがあるのであります。

寬政五年六月、火附盜賊改　松田彥兵衛が部下與力に與へました覺書の中には

仲間幷同心共、常々不和之儀、有之候共、御役之儀に付而は、無底意申合候儀專

一之事ニ候

と注意して居りますし

又火附盗賊改　森山源五郎が部下へ申渡した書付の中にも

御加役相勤候内は、自他之無差別、十騎四十人は一同、一組之心得に而無隔意可申合事

と申付けて居ります。

ニ、此の事について、御話申上げたいのは、文政六年四月に起りました、松平外記の營中に於ける刃傷事件であります。之は同六年四月二十二日江戸西丸御書院番部屋に於きまして、當番、西丸御書院番酒井山城守組、西丸小納戸松平頼母の惣領、松平外記（當三十一年）といふものが、相番の本多伊織外四名の寝込を襲つて三人を殺害し、二人を傷害し、外記自らも自害した事件なのであります。

事件については取敢へず、西丸御書院番頭松平對馬守が、自宅で、相番達の取調を行ひましたが、幕府最高の裁判所なる評定所では、岩瀬伊豫守氏記が主任となり、町奉行・筒井伊賀守政憲、御目付・本多彌八郎、立會の上、同年六月六日から八月七日に至る迄

前後六回に亘りまして、相番その他の關係者二十一名を取調べ、松平外記が相番共を刃傷に及んだ始末を詮議致しまして、同年十月九日、組頭酒井山城守以下約十名の者に、御役御免、改易、御番召放、逼塞等の處分を言渡しました。若年寄堀田攝津守正敦の文政六年十月二十八日の御書付に依りますと、本件の原因は、

相番共、常々嘲哢ケ間敷、仕成儀有之ニ付、差迫致亂心候様子に相聞、

とのことでありましたが、これは、外記が、駒場野御成の節の拍子木役を仰付けられ、御成前に下稽古致しましたところ、殿中で相番等から嘲哢を受けたのだ相でありまして攝津守は此の事件に關して

御番勤之作法、組中申合之儀等者、度々被仰出候趣も有之處、兎角心掛等閑に相成、古番之者は權高ニ我意を立、新規之者を爲致迷惑候儀、組之風儀之様に成行候而者、如何之次第ニ付、向後、御番方は不及申、何れ之向々に而も非常之事有之時、勤方相立候様申合、一同相互ニ和熟いたし、御奉公筋專一に心掛可申候

と、諸番頭組頭等を誡しめ、〝やはらぎ〟の大切なことを强調致しました。

ホ、又高杉東行は

攘夷の第一策は、則ち天下の人心を一にするに在り、天下の人心一なれば則ち百萬の醜虜といへども懼るゝに足らず、人心一ならざれば則ち數十の軍も又懼るべし。

と申して居ります。

三　〝やはらぎ〟の日本的性格

1　〝やはらぎ〟は日本固有の理念であります。

聖徳太子は、今申上げたやうに〝やはらぎ〟といふものが如何に大切なものであるかといふことを教へられたのでありますが、唯玆に御用ひになつた語句は、或は論語の中から、或は孝經の中から引用せられて居りますので或は〝やはらぎ〟といふ理念は、わが國固有のものではなからう、とお考へになるかも知れませぬ。然し此の〝やはらぎ〟といふものは實は、わが大倭獨得のものなのでありまして、國の實體に、本來的に具足して居るもので、國の存在とは決して分け離すことが出來ないものなのであります。わが國の神話や歴史を通じまして、社會の諸現象は幾度か轉々變遷致して居りますが、その間にありましても終始一貫、不易に嚴乎として微動だにせなかつたものは、實に此の〝やはらぎ〟なのでありました。

I　先づ神話を見ますると

A　太古、伊弉諾尊、伊弉册尊が破壞虚島に天降られて、八尋の殿を建て、次で天柱を巡られた時、最初女神が「アナニエヤ、エヲトメヲ」と仰せられましたところ、お生れになつた御子は弱かつたので、二神は又天に歸つて、其の事柄を詳しく御報告になりました。すると天神高皇産靈神は、太古を以てトひ

これは、何事も男性に從ふべき女性の身であり乍ら、男に先ちて「アナニエヤ、エヲトコヲ」と唱へたのが宜しくなかつたのだ。

と教へられました。二神は更に天降られ、其の御言を奉して、その通になされ、大八洲や山川草木の神々を産ませられ、次て、大日靈貴、月讀命、素戔鳴尊を産ませられたのであります。わが國に於きましては、實にこの時に、既に夫唱婦隨の教が確立し、禮讓の道が明かにせられたのであります。此の禮讓こそ、實に事に臨んでは傳統に從ふ〝やはらぎ〟となり、衆智に順ふ中庸となるものなのであります。既に玆に〝やはらぎ〟といふものがあつて、我々の道義が確立されて居たといふことは、私共として

は、深く心に銘せなくてはならぬことであると考へます。

殊に二神が、大八洲の國々及山川草木の神々を生ませられ、次で「天の下の君たる者を生まざらむや」と仰せられて、日の神、大日靈貴を御生みになりました。日本書紀にはその時の光景を述べて、「此の御子、光りうるはしくて國の內に照り徹らせり」と記してあります。之を讀みまするときは、自ら〝やはらぎ〟の氣分が、躍々として迫つて來るのを覺えるのであります。

B　又天の岩窟戸の變といふのがあります。卽ち、忍に在しまし常に哭泣を以て行とせられ、之が爲に國內の人民を多く死なせ、青山をさへ枯山にしてしまはれるといふ有樣でありましたので、二神は「汝はあぢきなし以て天の下に君たるべからず、誠に當に遠く根の國にまかるべし」と、命ぜられました。それで尊は、永久の御暇乞の爲に、高天原に上られたのでありますが、高天原に滯在中、春は、大神の御田に、重播種子をしたり、畔を放つたり、秋は、天の斑駒をば實つた稻田の中に伏させたり、大神が新嘗を聞召す時を見て私に新嘗の宮に放尿つたり、大神が齋服殿で神衣を織つて居られた處へ、天の斑駒を剝ぎにして、御殿の屋根を剝

いで投げ込んだり、いろ〳〵な亂暴なことをなされたので、大神は遂に天の岩窟に御入りになり、國中が常闇になるといふやうな一大事が起き上つたのであります。その時に、八十萬の神々は、天安河邊に會合されて、如何にして大神の御心をやはらげて岩戸から御出ましを願はうかといふ事を、相談致されました。深謀遠慮な思兼神は、日の神の御心をやはらげ奉るべき祭事を考へ出し、之を八十萬の神々に諮りましたが諸神は全員一致して、之に贊成し之を實行することとなりました。卽ち、岩窟の前には鷄を集めて長鳴させ、手力雄神は、磐戸の側に隱れ、天兒屋根命・太玉命は、天香久山から常盤木を取て來て、上の枝には八坂瓊の御統(糸で貫いた澤山の玉)を掛け、中の枝には八咫鏡をかけ、下の枝には靑幣(麻)白幣(和楮)をかけて御祈をし、天細女命は茅かやで卷いた矛を持つて、天岩窟戸の前で滑稽な事を演じ、庭火を焚き、桶を伏せて、大屋賕やかな御祭りをされたのであります。すると、日の神は、一體どうしたのかと、不思議に御思になりまして、磐戸を細目に開けて之を御覽になりましたので、手力雄神は、磐戸に手をかけてこれを引開けました。それで、日の神の御光が、六合の內に滿ち、滿ちわたり、もろ〳〵の神達は大屋喜びますし、中臣や忌部の神々は、

御出ましを願ひましたので、日の神も、御心をやはらげられまして、岩窟を御出ましになつたといふのであります。此の有様を拜しましても、八十萬の神々が、國家の一大事の時に、如何に〝やはらぎ〟の精神に則り、協力一致、致しまして、祭事を營み、和かに、日の神の御出ましを得たかといふことが、容易に理解出來ることと思ふのであります。

C　又國讓の段といふのがあります。之は天孫降臨に先ちまして、經津主神、武甕槌神が、出雲國に天降り、大巳貴神に對して、

高皇産靈尊、皇孫を下し奉りて、此國に君臨したまはんと欲す、故れ先つ、我二神を遣はし、駈除平定めしむ。汝が意如何、避り奉らんや否や

と尋ねましたところ、大巳貴神は、その子事代主神の避り奉るべしとの意見に從ひ、

〝やはらぎ〟の精神に則りまして、快く

私も亦、御避り申上げませう、如し私が防がうと致しましたならば、國内の諸神も同じく防ぐでありませう、然し私は今、御避り申し上げます、從つて誰か又順ぬものがありませうか、

と答へられ、その上、國内を平定した際に用ひた廣矛をば二神に授けて

私は、此の矛を以て此の國を平定しました。天孫、若し此矛を用ひて國を治めたまはゞ、必ず平安ましまさむ。

と祝福され、玆にめでたく國讓の大業が、無血和平の内に成立つたのであります。これも全く〝やはらぎ〟の顯現でありまして、其の外にも、わが神話の中には、他に見るやうな誹謗だとか、葛藤だとか、怨恨だとかいふやうな、醜いものは決して見付からないのであります。

Ⅱ

又罪や刑罰の觀念につきましても、〝やはらぎ〟の精神が潑剌として居るのを見受けます。

わが國古來の罪の考へ方や刑罰の考へ方は大祓の詞の中によく現はれて居るのであります。この大祓の詞と申しますのは又中臣祓詞とも申しまして、神道唯一の經典として奉誦され、毎年六月の晦と十二月の晦とに行はれる大祓の祝詞でありまして、延喜式の第八卷に載つて居ります。大中臣の姓は稱德天皇の神護景雲三年（皇紀一四二九年）中臣朝臣清麿に賜はつたものなのでありますから、この大中臣の祝詞もその當時の作と

思はれるのでありますが、内容は上代のものそのまゝでありまして、加茂眞淵は大津淨見原朝廷時代のものだらうと申して居ります。

A　此大祓の詞に依りますと、人民の過を犯した種々の罪には、天津罪と國津罪とがあります。卽ち

天津罪といふのは、畔放（畔を壞して水を流して稻を枯らしてしまふこと）溝埋（灌漑用水の水路を埋め水の使用を妨げること）樋放（灌漑用水水路の樋を取除けてその水を放流して利用することが出來ぬやうにすること）頻蒔（二重に種を蒔いて稻の成育を妨げること）串刺（田の中に串を刺して置いて之に入る人に怪我をさせること）生剝（生獸の皮を剝いて追放つこと）逆剝（身をもがくのに逆らつて皮を剝ぐこと、橘守部の說）屎戸（大便をすること）等を申しまして、高天原にその起原を有しまする、主として農業に關する罪なのであります。

國津罪と申しますのは、生膚斷（他人や自分の皮膚を損傷して血を出し穢に觸れる事）死膚斷（人の死體を損壞して死體の穢に觸れること、玆に斷といふのは切るの意味で傷をつけることから切り放つことまでを包含して居ります）白人（所謂白子でありま

す）胡久見（贅肉で癩や疣のやうな見惡い神の厭はれる皮膚の病であります）己母犯せる罪、己子犯せる罪（これは實母實子と通じることで、後に申します上通下通婚に當り、破倫の行爲であります。往古、新羅高麗の歸化人の間に行はれて居たとの說があります）母與子犯せる罪、子與母犯せる罪（卽妻の子や母を姦すること）畜犯罪（此點につきましては古事記の仲哀天皇九年（皇紀八六〇年）天皇崩御の節に、天皇崩御の後、大祓が行はれたのであるが、其時、國の大幣を取りて、生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通下通婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚の類を種々求ぎて國の大祓をしたとあるのを見ましても、これには、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚等がありまして、上代には家畜を姦することが行はれて居たのを知ることが出來ます）昆蟲の災（害蟲に螫されて、生膚斷と同じやうな穢に觸れること）高津神の災（雷に擊たれて死傷すること）畜仆志（呪て家畜を斃死せしめること）蠱物せる罪（神靈に祈つて他人に諸災の及ぶやうにすること）をいふのであります。

B　かやうに、上代の罪の觀念は、今日我々の考へて居りますよりも遙かに廣かつたの

でありまして、その語原に付きましては、ツミは、或はツツミのつづまりだとし（古事記傳）或はツツシミの約だとし（飯田武郷。書紀通釋）或は惡をヅムのである（谷川士清倭訓栞）などと說明せられて居りますが、要は、罪は、惡行のみをいふのではなくて、更に穢や過など、自然にあることでありましても、神々が厭ひ惡むべきものであると考へましたものをも罪の中に包含せしめて居たのであります。そして、我我人間は、元來善良なものなのであるが、惡い八十柱津日神が罪を犯さしめるのだと考へて居たやうに見えます、從て玆に、我々は相やはらぎ、只管禍神の禍をさけなければならない、かやうな厭ふべき惡むべき罪の取扱については之を掃ひ清めるといふのが一番良い、といふ考が出て參るのでありまして、罪あるものも、穢あるものも、その重さ輕さに從つて、同じくハラへをするのが古代の法でありました。

このハラへにも二つありまして、

一は、伊弉諾尊の日向の阿波岐原の禊祓のやうなもので、穢れた身體を、水ですすぎ洗滌するといふ方法であります。

伊弉諾尊は、崩ぜられました伊弉册尊の跡を追つて黄泉に赴かれましたが、其處で

伊弉册尊から見るなと止められたにも拘らず、その變り果てた姿を見られ、意外にも汚い國に來たものだと言つて、引返されましたが、後から泉津醜女が追かけて來たので大邊苦勞をして遁れて歸られました。そしてその穢を滌ひ棄てやうとせられまして、筑紫の日向小戸橋之檍原に赴かれ、そこで祓除ひをせられ、上つ瀨は疾い、下つ瀨は弱いといつて、中つ瀨で灌がれたのであります。此の汚穢を忌むといふ考は、上代の思想としては顯著なものでありまして、かの月讀命が保食神を殺されたのも、保食神が自分の口から出した飯、鰭廣、鰭狹、毛麁、毛柔をば、机にのせて、命に御饌へ奉つたのを忿られた爲めでありました。又人から噂を立てられますると、人言の穢に觸れたのだと考へまして、ミソギをするといふこともありましたやうで、萬葉集にも

君により　言の繁きを古郷の　明日香の　河に潔身しに行く

といふ歌があります。

二は素戔嗚尊に行はれましたやうな、千座置戸の解除を、罪犯しある人に科して、物を出させてあがなはせるといふ方法であります。

日本書紀には、日の神が天窟戸から出られました後、諸神は素戔嗚尊に千座置戸を科し、遂に促め徴る。髪を抜き手足の爪を抜いて、その罪を贖はしめ、かんやらひにやらふたと記されて居りますが、又一書には、罪を素戔嗚尊に科せて、その祓具を責る、之を以て手端吉棄物、足端凶棄物あり、亦唾を以て白和幣とし洩を以て青和幣と爲す、之を用て解除おへて、遂に以て神逐ひき、とありまして、素戔嗚尊の罪過は重く、その穢れも大きいので、所持の品物を全部捨てましても、尚清まることが出來ませんので、その生活の間不知不識の內に觸れました罪や穢を清める爲に行ふ祓の祓具（吉棄物、善解除の物）として手の爪を拂ひ棄てさせ、故と犯しました罪や穢を清める祓の祓具（凶棄物、惡解除の物）として足の爪を拂ひ棄てさせて清め、再に唾液を白和幣とし、鼻汁を青和幣として、之を祓具の中に加へ徹底的にその身の穢をば解除へられたといふことが記されてあるのであります。尤も書紀の履中紀には車持君に罪があつたので、惡解除善解除を負ひて、長渚崎に出て、祓禊しむ。とありますので、犯しある者のハラヒも、水邊に出て祓禊したものと見えます。

C 然らばかやうにして祓除ひました罪はどうなるのかと申しますると、大祓詞には、先づ建國の精神を述べ、國民は愈增加して行くが、其の國民等の過ち犯す罪としては、天つ罪、國つ罪等がある。此等の罪に對しては、高天原の神事を基として、大中臣は天津金木、天津菅曾の行事を行ひ天津祝詞をのる、天津神は、天の磐門を開き、妖雲を押のけて之を聞き、國津罪は高山低山に上り、そのけふりを掻き別けて之を聞入れられる。かくすれば皇孫の朝廷は固より、天下には罪といふものはなくなり、科戸の風が天八重雲を吹放し、朝風夕風が朝の霧や夕の霧を吹き掃ひ、港に居る大船の舳を解いて大海に押放し、利鎌で、繁木を打掃ふやうに、殘る罪はないと掃ひたまひ清めたまふと說きまして

高山ノ末、短山ノ末ヨリ、サクナダリニ、落チタギツ、早川ノ瀨ニ坐ス瀨織津媛トイフ神、大海原ニ持チ出デナム。此ク持チ出デ往ナバ、荒鹽ノ鹽ノ八百道ノ八鹽道ノ、鹽ノ八百會ニ坐ス速開都媛トイフ神、モチカカノミテム。

カク、カカ呑ミテバ、氣吹戸ニ坐ス、伊吹戸主トイフ神、根ノ國、底ノ國ニイブキ放チテム。

根國底之國ニ居ル、速佐須良比咩トイフ神、持チサスラヒ、失ヒテム。

とあります。

D　此のミソギハラヒの觀念の中にはわが國上古の〝やはらぎ〟の精神が激刺として溢れて居るのでありまして、復讐だとか應報だとか、或は殘忍な性格等は、毫も窺ふことが出來ないのであります。支那太古の聖代、堯舜時代の五刑は申すまでもありません。神武紀元前四五百年の頃、殷に於ける炮烙の刑等とは比較にならぬのであります。東洋に於ける暴君の代表としては、常に夏桀殷紂といふ語が使はれますが、炮烙の刑と申しますのはその殷の紂王が行つた刑であります。紂王は、辯舌が巧みで、腕力は強く、猛獸をも手で打殺すといふ程の力を持つて居りまして、然かも智は以て諫を拒くに足り、言は以て非を飾るに足るといふやうな王樣でありました。ところがある時、有蘇氏を討伐しまして妲己（ダッキ）といふ女を獲ましたが、非常に之を可愛がりまして其の女の言ふことならば何でも聽くといふやうな有樣で、先づ苛斂誅求を致しまして金庫の金と米倉の粟とを盈たして置き、次で酒池肉林、長夜の飮をするといふ始末でありましたので、百姓共は王を怨み始め、諸侯の中には早くも叛く者さへ出て參りました。それで紂王は、これ等のものを彈壓する爲に刑辟を重く致しまして、銅柱を爲らせ、これに膏を塗りまして、それを炭火の上に置きます、そしてその上を罪人に步かせますが、罪人は融けた膏の爲に足を滑らせ、跌いて火中に墜ちて死んでしまふ、といふ方法を考へ出しまして、然かも妲己と共に之を見て樂しんだといふのでありまして、何ともいへぬ感じが致すのであります。又肉挽の刑とでも申しませうか、明の頃、罪人をば鐵の網にあてがひまして、之を壓して通し、其の肉をばら〳〵にするといふやうな酷い刑がありました。又清の代ではこれ程殘酷なことはしなかつたといふことなのですが、所謂凌遲處死といふ方法が行はれました。之なども殘酷極まるものでありまして、先づ生きて居る罪人の兩乳の所に刃を入れ、次で兩手兩足を斬り、その次には腹をさいて臟腑を取出したりして、生き乍らサン〳〵苦しめます、中には苦しさの餘り小便を洩らすのさへあつたといふことですが、最後にその喉を斷つて殺すといふのであります。人に〝やはらぎ〟といふものがありましたならば、かやうな殘虐なことは絕對に行はれないものだと考へて居ります。

E　又此のハラヒの觀念の中には、神と人との〝やはらぎ〟といふものも含まれて居

るのであります。大體、外國では神といへば、人間を監視して監督するのであると考へる、人間を追放し處罰し之に嚴酷な制裁を加へるものが神なのであります。然るにわが國では神は恐しいものではありません、常に人間に冥助を垂れさせたまひ、人々より敬慕感謝せられる、これがわが國の神であります。神は人間から過事（マガコト）をとり去り、之を根の國底津國に持つて行つてしまい、人間をば、汚のない、穢のない、清い立派なものにして下さるといふのですから、その間には、〝やはらぎ〟といふものが溢れ漲つて居るのであります。

■ 更に國史を繙きまするに、神武東征の際、皇兄皇子等の東征の御協議や御活動の中にも、神功皇后が新羅征討を群臣に御議りになり、群臣は謹で詔を奉承つたことにも、或は大化改新の際に中大兄皇子、中臣鎌子連等の御協議の間にも、〝やはらぎ〟といふものがありましたし、下つては弘安の元寇の國難に際しましても、君臣一體、武臣一體、億兆一心、能く協力して、元軍に對抗致しましたやうなこと等、實に枚擧に遑がありませぬ。此等の偉業こそは、全く君民の〝やはらぎ〟、臣民相互の〝やはらぎ〟に依つて始めて爲しとげられたものなのであります。

Ⅳ 此の〝やはらぎ〟といふものは、國史上、朝敵とせられた人々にさへ存したのであります。例へば、承久の變に於きまして、北條義時追討の院宣が下りました時、北條泰時は三軍を率ひて鎌倉を出發致しましたが、途中から引返して參りまして、父義時に

若し道のほとりにも計らざるに、辱く鳳輦を先立てて、御旗を擧げられ、臨幸の嚴重なる事も侍らんに參り會はば、其時の進退如何侍るべからむ。この一事を尋ね申さんとて一人馳せ侍りき

と伺ひました。義時は、之を聞きまして

かしこくも問へる男かな、その事なり。まさに君の御輿に向ひて、弓引くことは如何あらん。さばかりの時は、兜を脫ぎ弓の弦をきりて偏にかしこまり申して、身をまかせ奉るべし。

と申しました。義時は大いなる〝やはらぎ〟といふものを考へて居たのだと思はれます。又明治維新の際、將軍慶喜が鳥羽伏見の戰に敗れて江戸に還りましたとき、當時國運隆々ナポレオン三世の治下にありましたフランス國の公使レオン・ロセスは、慶喜に對して軍資、兵器の供給や援助方を申出で、再擧を圖ることを勸めたのでありますが、流

石は水戸烈公の子であります、慶喜は言下にその救援方を拒絶したのでありました。之も大いなる〝やはらぎ〟の表れに外ならぬのであります。永祿の昔、長崎甚左衛門頼純は、主君大村純忠が肥前の龍造寺氏と事を構へましたとき、軍資に窮しました結果、ポルトガル人に、長崎の地を擔保に入れて軍用金を借入れたことがありました。處が大村純忠は、この返濟が出來ず、長崎の地は、元龜二年、ポルトガル人の手に移り、ポルトガル人は、これを教會領として教會を建て、市中の政治を執り、延いては浦上村邊まで管轄するに至つたことがありました。尤も長崎は、天正十五年、豐臣秀吉が九州征伐の際に、ポルトガル人のこの專横振を聞きまして、大層怒りまして、之を收めて、公領としてしまひましたが、兎に角、かやうな先例もありましたし、且當時は、イギリスの公使パークスも、旺に薩藩の方に肩入れをして活動して居りましたときでしたから、萬一、此のとき、慶喜が一幕府や一德川の面目にのみ泥みまして、ロセスの申入を受諾でもして居りましたならば、恐らく國を過るやうな事柄が出來上つて居つたことと思はれます。第十四代將軍家茂も、朝廷に對しては常に明かに臣と稱して居りました。君臣の別は夙に定まつて居るのであります。幕府の敵は、自分に代らうとして居るのだと考へて

居りました薩藩や長藩であります。臣家同志の爭の爲に國を過るといふやうなことは、臣子の分としては、到底忍び得なかつたことゝ察せられます。烈公は、慶喜公十二歳の頃に、

我家に義公以來の秘訓あり、萬一不幸、皇室と幕府と事を構ふることあらば、大義親を滅するの覺悟なかるべからず。

と敎へられたといふことが傳へられて居りますが、此の精神があつたればこそ、大政奉還も早々と行はれ、フランスの救援も言下に斷はることが出來たのであらうと考へます。かやうに、わが國では、或は肇國の際にも、或はその後國難に際會し、之を打ち破つて國運の躍進致しました度毎にも、常に一貫して、君臣の〝やはらぎ〟や全國民の〝やはらぎ〟といふものが、躍如として力強く動いて居たのが見られるのであります。これこそ此の理念の固有なることを物語る有力なる根據なのであります。

■〝やはらぎ〟は功利や恣意とは相容れません。

外國にも、和とか〝調和とかハーモニーとかいふものはありますが、我國の〝やはらぎ〟とはその本質を異にして居るのであります。我國の〝やはらぎ〟といふものは、全

體と個との關係には立ちつゝも、その各個は、心から、分相應の行を通じて、全體を保つといふ大いなる〝やはらぎ〟であります。從つて各個相互の間には敬愛もありますし隨順もあります、愛撫もあれば掬育もあるのであります。恰かも、日本の山水に於きまして紅白青綠とり〳〵の樹葉花華が、各その分を發揮して、相並んで榮え、相競つて唉亂れ、突兀たる奇巖、潺々たる流れ、部分的に見まするとそこには遮蔽や葛藤があるやうでありまするが、全體と致しましては誠によく調和して、實に美しいのに、よく似て居るのであります。處が外國では、對立といふことが本體となつて居ります。君民の對立、貧富の對立、上下の對立、男女の對立といふやうに。卽ち外國では、人格を尊び、個人を重んじ、平等を認めて、要求を主として居ります。從て其の間には矛盾があり、對立がありましても、〝やはらぎ〟といふものはあり得ないのであります。故に、個人主義の社會の本體は、畢竟、萬人對萬人の鬪爭であり、その歷史が又階級鬪爭の歷史となるのは當然であり、その社會の形態や政治組織、延いては此等のものゝ理論的表現でありまする政治學說、國家學說、社會學說、法律學說は當然その臭味を帶びて來るのでありますが、實際の上から申しますと、斯樣な機構では、全く弱肉强食の狀態でありま

して、各人の運命も喰ふか喰はれるかの二途を出でず、喰ふ方でも常に不安の連續で、一時として心安らかなときは無いのであります。そこで、此等の矛盾や對立をば調整緩和して、個人の生活を豐かにしやうと考へ、玆に協同だとか、妥協だとか、犧牲などといふ理念を引出して參り、之に依つて和といふものを築き上げやうとするのであります。從つて和とか調和とか申しまするものも、その基礎を功利乃至は理性に置いて居るものでありまして、全く人爲的な、然かも極めて潤ひのない、機械的な、妥協や調和にすぎないのであります。從つて、時により、便宜により、生滅伸縮が自在でありまして、手を翻せば雨となり、手を覆へば雲となるといふやうな輕薄なものにすぎないのであります。獨逸のヒンデンブルグ元帥は、昭和九年（西曆一九三四年）政權をヒツトラーに讓りました頃、ドイツの青少年に對し、世界の大勢を述べその進むべき途を敎へまして、義務よりも一步進めて、心からといふことを心がけるやうにと高調したことがありました。偉人の見るところ、歐洲の精神文化の弱點を指摘して、其の改むべきところを敎へて居るのであります。

八　〝やはらぎ〟は武勇と兩立致します。

以上のやうに申しますと、わが國は古來武の國である、武の觀念の內には、〝やはらぎ〟といふものは考へられないと御思ひになるかも知れませぬ。固より、わが國は古來尚武の國といはれ、國民は勇武を尚んで居ります。然しその武の眞髓は、矢張り〝やはらぎ〟にありまして、人を殺すのが目的ではなく、人を活かすのが眼目なのであります。大眼目は、萬物を生かすにありまして、破壞ではないのであります。これは、德川時代に、士族の家で刀を新調致しましたときには、必ず「きらず汁」を作つて之を祝つたのでも判ります。「きらず」と申しますのは卯の花即豆腐のおからであります。刀は今の言でいへば戰器であります、戰陣に在つては人を斬り馬を斫る道具であります、武士は能く千金を擲つても名刀を購ひ、之を調へたのであります。然かも之が新調に際しましては「キラズ」といふことの緣起を祝つたのであります。塚原卜傳の無手勝流も味ふべきであります。降りかゝつて來た災厄を掃ふには武を用ひますけれども、それも最少限度に止める、用ひても決しても〝やはらぎ〟の精神は失ひません。これでこそ威あつて猛からざる武將の面影が躍如として現はれて參るのであります。神武東征の御事以來內外に武を用ひましたことは幾千たるや算へきれませんが、史實について仔細に之を觀

察致しまするときは、其の背後には、常に必ず、〝やはらぎ〟の理念が躍動して居たのを看逃すことが出來ないのであります。彼の正平二年十一月(皇紀二〇〇七年)楠正行が瓜生野の戰に山名時氏、細川顯氏聯合八千の軍を破りました際、渡邊橋畔に、敵軍將士の水に溺るゝもの五百人を救ひまして、之に衣食を與へたといふことなどは、〝やはらぎ〟の精神の最も著しい顯はれであらうと考へます。これは西曆に致しますと一三四七年に當るのでありますが、わが國は明治十九年(皇紀二五四六年、西曆一八八六年)萬國赤十字條約に加盟致しました。その當時、委員會では、日本にも赤十字に關するやうな史實があるかどうか、といふ事が問題となりまして、わが方にも、その照會がありましたので、わが國では、今申上げました小楠公の史實を以て之に答へたといふことであります。これなども實は、僭越千萬な話で、歐洲で赤十條約が締結せられたのは、西曆一八六四年即ちわが國の元治元年(皇紀二五二四年)即ち慶應元年の前年でありまして、その條約締結の端緒となりました、クリミヤ戰爭に於けるナイチンゲールの活躍は、西曆一八五四年から同一八五六年即ちわが國の安政元年から三年に至る迄の間でありまして、小楠公の義擧とは、上下を隔つること實に五百有餘年であります。わが國では、彼に先

立つこと、五百有餘年の昔に、既に赤十字の實を行つて居つたのであります。然し、此の姿こそ、わが國本來の〝やはらぎ〟の一班が顯れたのに過ぎないのであります。

四　〝やはらぎ〟を得るの道

やはらぎは斯くの如く、我々公私の生活には、重要なもので、須臾も缺くべからざるものでありまして、世人も多く之が必要を力强く說くのであります。然し、それでは、如何にして此の〝やはらぎ〟を得べきかといふことにつきましては、人多く之を語らないのであります。私は、〝やはらぎ〟を得る方法としては二つの事を實行しなくてはならぬと考へて居ります。

1　先づ禮讓を守ることであります。

禮讓とは、禮を盡し人にへり下ることを申します。平たく申しますと常に他人の存在を考へてその活動や感情を慮りまして、自分の言動に一定の制限を加へることであります。禮を盡し人に讓るといふことがなければ、今日迄のやうな自由主義、個人主義的な行動が普遍化致しまして、之が通例なのだと考へられ、弱肉强食といふやうな事、少くとも對立といふことが行はれます。之に伴ひましては、輕きは反感・復讐などといふやうなものが擡頭して參りまして、その結果は〝やはらぎ〟といふものが成立たなくなるのであります。之が昂進致しますると下剋上といふやうな、わが國には絶對に容れることの出來ない、忌はしい思想や言動に迄到達するものなのであります。

勿論人に讓る心と申しますのは、一定の限度に於てあらゆる利益や便利を人に讓るといふことなのでありますから、自分の爲すべき仕事迄他人に讓られては堪りません。先程御話申上げました國讓のときに、高皇產靈尊は、八十諸神の進言を容れて、先づ天穗日命（アマノホヒノ）を遣はされたのでありますが、この神は大巳貴神に佞り媚びまして、三年經つても返事も致しませんでした。それで次にはその子大背飯三熊之大人（オホセイヒノミクマノウシ）を遣はされましたが、之も父に順（オモ）り又返事を致しません。そこで更に天稚彥（アマノワカヒコ）を遣はされだが、之は葦原中國を治めやうと思ふ、といつて止まつて、又復命致しませぬ。それで又々諸神を會して使節を人選されました處、經津主神（フツヌシノカミ）が其の選に當られました。その時武甕槌神（タケカミヅチノカミ）は之を聞かれまして

豈唯、經津主神のみ、獨り丈夫（マスラヲ）にして、吾は丈夫にあらざらんや

と言つて、自ら此の大任遂行の任に當らんことを願ひ出でられ、その選に加へられた

といふ話があります。私共が事務をとる場合には、矢張り、進んで、身を挺して、難局に當るといふ此の精神が必要なのであらうと思ひます。

かやうに常々猛き心を養つて置きまして、事あるの際に、他に後れをとらず、振て雄たけびをするといふ考こそわが民族本來の精神なのでありまして〝やはらぎ〟から當然由來するところなのであります。

■ 次には私心を去り、國體の大義に則ることであります。

私心とは、私一箇の利害得失、意思嗜好に拘束せられた、偸しき心であります。此を去りますと淨き、赤き、直き心がハツキリと顯はれて參るのであります。我々日本人の本來の心の姿は、淨き、赤き、直き心であります。眼中には名利もなく、榮達もなく唯皇國の御爲に各自の器量に應じて職分を守るといふのが、此の心であります。私心は之を蔽ふ妖雲であります。從て朋黨比周といふやうなことは絶對に、容認されない譯なのであります。國體の大義は申すまでもなく、我日本國體の在るべき本來の姿をいひます。

私心を去り國體の大義に則るといふことは、一歩突進んで申しますならば、舊鍋島藩で士民教養の經典と致して居りました葉隱に申して居ります

武士道は死ぬることゝ極めたり

とか、吉田松陰が申しました、

國國の人は國國の爲に死し、國藩の人は國藩の爲に死し、臣は君の爲に死し、子は父の爲に死するの志

といふやうなことに歸著するのであります。命がけといふ場所には私心は生存致しませぬ。

私は〝やはらぎ〟を得る道としては、この二つを實行するにあると思ひます。この實行たるや、實は相當難かしいことだと考へて居ります。我々各個人が、不斷たゆまず反省、自修致しますると共に、上に立つ方々が餘程此の點につきまして、細心な注意を拂はれ之が助長指導に力を添へて下さらなければならぬものだと考へて居るのであります。

五 むすび

〝やはらぎ〟の大切なことは、如斯であります。　明治天皇は、明治元年三月十四日、親しく紫宸殿に出御遊ばされ、文武百官を率ひて、天神地祇を祭られ、五事を御誓ひ遊

ばされたのでありますが、その中に

上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

といふ御言があります、之はとりも直さず〝やはらぎ〟に付ての、御聖慮かと拝しま す。又教育勅語の中にも

爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信じ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ

と仰せられて居ります。

私共は、以上述べましたやうにして、やはらぎの源を養ひ、小にしては一家、中にしては役所・社會、大にしては國家の中に於ける、〝やはらぎ〟を顯現致しまして、明治天皇の御大御心に添ひ奉り、大倭(オホヤマト)無窮の大計にも參畫したいと思ひます。殊に司法の事務は、國家内政の内では、直接おほみたからに應接し且直接その休戚に交渉を持つて居りまして、最も重要なものなのであります。事務の性質上、從來、動もすれば對立の傾に陷り易かつた弊を、一掃致しまして、裁判所も檢事局も書記課も、各先づその内部

に於て〝やはらぎ〟に終始致しますると共に、更に相互の間にも之を擴充し、その總力を並べ進めまして、之に接しました國民に、明朗性と感謝信賴の念とを與へ、大に司法の威信を發揚して、その偉大なる使命を達成致したいと存ずるのであります。

長時間、誠に拙ない御話を、御靜聽下さいまして、厚く御禮申上げます。

424
116

昭和十七年一月二十日印刷
昭和十七年二月五日發行

著作兼發行者
東京市世田谷區弦卷町一ノ八
岡　琢

印刷者
東京市葛飾區小菅町一二八四
大河內恭三郎

日本固有法の話

正誤表

頁	行	誤	正
7	七	二人共堅く	二人共堅く
10	十二	歷世觀	厭世觀
29	三	若年奇	若年寄
30	十	大倭獨得	大倭獨特
32	三	大日靈貴（オホヒルメヂ）	大日孁貴（オホヒルメノムチ）
38	六	八十柱津日神	八十柱津日神
39	四	樟原	檍原
56	六	相信じ	相信シ